

「働き方改革関連法案」成立

政府が今国会の最重要課題として提出していた「働き方改革関連法案」（正式名称「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」）が、6月29日に可決・成立しました。

報道でも大きく取り上げられているとおり、特に「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」の法制化については反対の声や今後の懸念事項も根強く残る中での成立となり、これからの動向を見守っていく必要はありそうです。

この法案は、労働基準法、労働安全衛生法、パートタイム労働法など、8つの労働関係法をまとめて改正するもので、大きな柱としては以下のようになります。

I. 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

国の「基本方針」の策定

II. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現

- ・ 時間外労働の上限規制
- ・ 高度プロフェッショナル制度（高プロ）の創設
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 勤務間インターバル制度の普及促進 など

III. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

- ・ 不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）
- ・ 待遇に関する事業主の説明義務を強化

（厚生労働省資料より抜粋）

7月6日には法律が公布されており、早いものでは来年（H31年）4月に施行されることとなっています。事業所としても、いよいよ待たなしで改革を迫られることとなります。

次項の連載では、今回からこのテーマを取り上げたいと思います。

「働き方改革関連法」への対応は？ ①

上記で取り上げたとおり、法案が成立したことにより、事業所にも少なからず影響が及ぶこととなります。今回から、法改正を受けての対応ポイントについて解説していきます。

大きな内容としては以下の5つ。

- ①高度プロフェッショナル制度（高プロ）
- ②罰則付きの時間外労働の上限規制
- ③年次有給休暇の取得促進（義務化）
- ④勤務間インターバル制度の普及促進（努力義務）
- ⑤不合理な待遇格差の解消（同一労働同一賃金）

まずは「高度プロフェッショナル制度」通称：高プロについてですが、これは福祉・介護の事業所に今すぐ影響があるものではないと思われます。

というのも、この制度は高収入（現時点での想定は年収1075万円以上）の専門職（金融商品の開発、経済アナリスト、コンサルタントなどを想定）を労働時間・休日等の規制対象から除外する、というものであり、対象者は（今のところ）ごく一部だと考えられるためです。

ただ、年収要件や対象業務は法律ではなく「省令」で定められるため、これがずると緩和されていくのではないかと、という懸念がされているのも事実です。

福祉職の中での可能性としては、ケアマネや相談支援専門員など、自身の裁量で働ける職種が対象になることも考えられますが、現時点では何とも言えません。今後の動向を注視したいところです。

次回へ続きます

セミナー開催しました！

「労務管理・人材育成セミナー2018 Part1」を、6月29日に長野市で開催いたしました。大変多くの皆様にご参加いただき、「労務管理の基礎と制度改正情報」「同一労働同一賃金、無期転換制度」についてお話ししました。

当日午前中に「働き方改革関連法案」が成立し、とてもタイムリーなお話ができたと感じています。

今後もセミナーを企画してまいりますので、ぜひ引き続きご参加いただければと思います。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net